

危険物新聞

秋の全国火災予防運動

11月26日→12月2日

秋の全国火災予防運動が今年も11月26日から12月2日まで、全国一せいに行なわれる。

今年は千日前デパートの大惨事もあり、避難を重点的に各地で各種の行事が行われる。

大阪市消防局でも、恒例の消防展やフェスティバルを次のように計画している。

消防展の開催

期間 11月16日（木）～11月21日（火）

場所 阪神百貨店8階催場

タイトル 「避難を考える消防展」

消防フェスティバルの開催

日時 11月20日（月）午後1時30分から4時まで

場所 大阪厚生年金会館大ホール

広報資料の掲出

立看板・懸垂幕・ポスター等の掲出を行なう。

広報活動の実施

新聞・ラジオ・テレビ等の報道機関によるPRを行なうとともに消防音楽隊により各区の主要小学校を訪問し、ドリル、マスゲームなどにより防火PRを行なう。

巡回宣伝の実施

日赤奉仕団、婦人会、町内会などの参加を得て消防音楽隊とともに行なう防火パレードを実施

第226号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 川井清治郎
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 97175910
定価 1部 20円

する。

防火作品など巡回展示

市内小中学校から募集した图画等の優秀作品を各学校に巡回展示するとともに同作品の表彰を朝礼などを利用して全校生徒の前で行ない防火思想の普及につとめるほか写真、マンガ、パネル等を駅、ターミナルなどの人の多く集まる場所に展示する。

法第8条対象物の実態の把握

防火管理者未選任対象物に対する早期選任指導と命令書の交付
選任防火対象物における防火管理者の実態調査とその適否

11月23日 近畿大学で 大阪府危険物取扱者試験 合格発表は12月12日

大阪府では本年度第3回試験を11月23日近畿大学で実施する。試験科目は、乙種全類で12月12日合格発表が行なわれる。次回は来年2月頃乙種第4類の予定である。

受験資格が今回より改正され、危険物施設（給油取扱所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所など許可のある設備で、少量取扱場は該当しない）で、6ヶ月以上の危険物取扱経験を有する者となり、新様式の願書にはそのような証明内容になっているので、今後書類作成時に十分注意されたい。

乙種取扱者試験準備対策資料

本年第3回目の乙種取扱者試験もいよいよ11月23日となりました。乙種第4類の受験準備最終コースとして、過去大阪府で行われた試験問題の分析結果を参考資料として掲載します。この資料は大阪府乙種第4類のある試験について受験番号順に500人を連続して抽出、3科目のうち正解率が比較的悪かった問題をピックアップしたものです。

I 基礎物理学及び基礎化学

次の組合せのうち、燃焼の起り得るものはどれか

- (1) ガソリン——水素——赤外線
- (2) 窒素——酸素——電気火花
- (3) 木炭——窒素——可視光線
- (4) 一酸化炭素——空気——静電気火花
- (5) 水素——炭素——紫外線

〔解答率〕

- (1)に×をつけた者: 47名で500名中の9.4%
- (2)に×をつけた者: 156名 (31.2%)
- (3)に×をつけた者: 12名 (2.4%)
- (4)に×をつけた者: 269名 (53.8%)
- (5)に×をつけた者: 16名 (3.2%)

燃焼の三要素を理解しているかを問うた問題である。燃焼が起るためには酸化され易い物質、すなわち可燃物と酸素を供給する物質、すなわち酸素供給源、さらにこれが反応を開始するに必要な活性エネルギー、すなわち点火源が必要である。酸化され易いものはすべて可燃物になりうるわけであるが、すでに酸素を飽和状態までに化合したもの（例えばCO₂、二酸化炭素）は可燃物になり得ないし、窒素ガスのように酸素と反応はするが発熱反応とならないものも可燃物になり得ない。一方酸素は通常空気によって供給される場合（約21%含む）が多い。窒素が燃焼するとした者が30%以上あるということは、窒素が不燃性ガスで、消火剤として使用されている現状から考えて理解に苦しむ訳である。

プロパンの爆発限界を2~10%とすると、次の記述のうち正しいものはどれか。

- (1) プロパン98ℓと空気2ℓの混合気は燃焼する。
- (2) プロパン2ℓと空気98ℓの混合気は燃焼しない。
- (3) プロパン5ℓと空気95ℓの混合気は燃焼する。
- (4) プロパン10ℓと空気90ℓの混合気は燃焼しない。
- (5) プロパン90ℓと空気10ℓの混合気は燃焼する。

〔解答率〕

- (1)2.4%
- (2)6.6%
- (3)54.6%
- (4)7.6%
- (5)18.4%

可燃性ガス又は引火性液体の蒸気が（通常）空気と、一定範囲の割合で混合しているとき、これに着火すると爆発（燃焼）を起す。この範囲を混合ガスの爆発限界（又は爆発範囲）といい、この範囲のガスの最低濃度を下限、最高濃度を上限という。(1)空気2ℓの場合と(5)空気10ℓの場合に燃焼するとした者が30名以上あるのは、“下限、上限は混合ガス中における可燃性ガス（又は蒸気）の容量（%）で表わされる”、ということをよく理解していない証拠で、特に第4類危険物が引火性であることから考えて、このような基本的な化学用語を知らないということは十分に注意する必要がある。

消火剤、消火器に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1)炭酸ガス消火器は、なるべく温度の低い場所に保管するほうが良い。
- (2)C. B. 液は、ハロゲン元素の負触媒作用によって消火効果は大きいが、金属の腐食、有毒ガスの発生に注意する必要がある。
- (3)酸アルカリ消火器は、容器が腐食していると使用時に破裂する恐れがある。
- (4)霧状の水は、電気設備にも使用できる。
- (5)水が消火剤として使用されるのは、比熱、気化熱が小さく、冷却効果がよいためである。

〔解答率〕

- (1)6.8%
- (2)8.0%
- (3)8.0%
- (4)25.2%
- (5)52.0%

水は消火剤としてよく使用されるが、その理由を、冷却効果がよいという常識程度は知っているが（水はつめたいからという程度かも知れないが）、これを理化学的に“比熱、気化熱が大きいから”と理解しているものが半分しかいないという訳である。

II 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

各類ごとの危険物の特性として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1)第1類危険物はすべて強酸化剤である。
- (2)第2類危険物はすべて還元性が強い。
- (3)第3類危険物はすべて水と作用して発火する。
- (4)第4類危険物はすべて液状の可燃物である。
- (5)第5類危険物はすべてニトロ基を含む可燃物である。

〔解答率〕

- (1)7.8%
- (2)11.4%
- (3)38.2%
- (4)17.0%
- (5)25.6%

第3類危険物のうち金属カリウム、金属ナトリウム以外はそれ自身不燃性であり、炭化カルシウム（カーバイト）は水と作用してアセチレン（これは引火爆発性である）を

危険物新聞

第226号 (第3種郵便物認可)

昭和47年10月25日 (3)

発生し、生石灰は水により発熱し、他の有機物（わら、紙等）に触るとこれらを発火せしめることがある。(4)を正解とした17%の者は第4類危険物をどのように理解しているのだろうか。

エア・フォームが最も効果的である危険物はどれか。

- (1) アセトアルデヒド
- (2) トルオール
- (3) エチルアルコール
- (4) 氷さく酸
- (5) ピリヂン

〔解答率〕

(1)22.6% (2)24.8% (3)23.6% (4)18.6% (5)10.0%

エア・フォームは機械泡、空気泡とも呼ばれる消火剤です。フォーマイト（化学泡）が泡の中に炭酸ガスを内包しているのに対し、エア・フォームは空気を内包している。これらの泡をアルコール等の水溶性溶剤に放射すると泡が不安定で消泡してしまう性質があるために消火が効果的でない。トルオールはタール系石油類で水に不溶であるが、他の危険物はいずれも水溶性である。

ガソリンの性状について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 多くの炭化水素の混合物である。
- (2) 引火点はおよそ-20°C~-40°Cである。
- (3) 発火点は約300°Cである。
- (4) 蒸気密度は空気の3~4倍である。
- (5) 爆発限界は約1~48%である。

〔解答率〕

(1)16.6% (2)13.6% (3)17.2% (4)6.6% (5)45.8%

ガソリンは自動車用にも使用され一般化しているために第4類受験者には一番容易な問題と思っていたが結果は上記のとおりである。推定するに引火点、発火点、蒸気密度、爆発限界というような化学用語を理解していないため

にガソリンの性質そのものが判っていないといえそうだ。なおガソリンの爆発限界は1.4~7.6%である。

灯油の性質について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 蒸気密度はガソリンより小さい。
- (2) 挥発性はガソリンより大きい。
- (3) 引火点は常温より低い。
- (4) 発火点はガソリンよりやや低い。
- (5) 比重は水より大きい。

〔解答率〕

(1)35.2% (2)7.0% (3)15.2% (4)35.0% (5)7.6%

この問題も前記ガソリンの問題と同じく灯油とガソリンの比較だから簡単だろうと考えられていたものであるが、やはり化学用語の理解が不足と考えられるようだ。

III 危険物に関する法令

次の表は、各種貯蔵所の保安距離、空地及び最大貯蔵量の制限に関する規制の有無を示したものであるが、正しいものはどれか。

貯蔵所の区分	A	B	C
(1) 地下タンク貯蔵所	(有)	(なし)	(有)
(2) 屋外タンク貯蔵所	(有)	(なし)	(有)
(3) 屋外貯蔵所	(なし)	(有)	(なし)
(4) 屋内タンク貯蔵所	(なし)	(有)	(なし)
(5) 屋内貯蔵所	(有)	(有)	(なし)

A…保安距離規制の有無

B…空地規制の有無

C…最大貯蔵量制限の有無

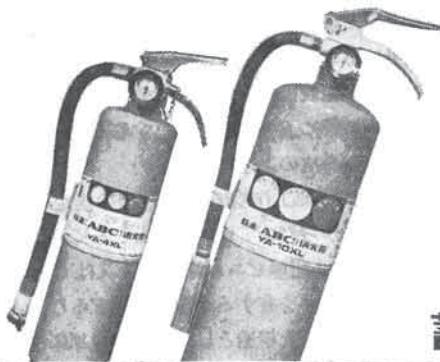
〔解答率〕

(1)55.0% (2)10.0% (3)14.0% (4)1.0% (5)28.0%

(1)が55.0%というのには驚かされる。地下貯蔵タンクは地下に埋設される訳であるから、その点からみても危険性は他のものにくらべて低い訳で、法令の規制もゆるい。少し考えれば判ることではないだろうか。

情熱の新発売！ **ヤマト消火器**

ヤマト
エクセル
EXCEL
蓄圧式ABC粉末消火器



消防法施行規則の一部改正される

消防設備基準、危険物関係法令と調整

本年1月21日付で、防炎規制関係を中心に、消防設備、警報設備、消火活動上必要な施設、令別表第一、第四の一部について、消防法施行令の一部改正が行なわれたが、その一部については、即日施行され、その殆どが、来年1月1日から施行されることになっているので、これらの事項に関し、8月29日付、消防法施行規則の一部が別掲のとおり改正された。その内容について簡単に説明すると、その1、防炎規制関係については、さきの政令改正で防炎防火対象物と防炎規制物品の範囲が拡大されたことが、大きな改正点で、これに伴い防炎性能基準の整備がはかられたことである。したがって今回これに関し、第四条のその規定の一部が改正されたものである。

その2、消防設備規制関係については、簡易消火用具にアルキルアルミニウム、金属ナトリウム、金属カリウム等の火災に適応する消火剤として、膨張ひる石または膨張真珠岩が加えられ、これらの能力単位の数値が規定された。(第6条)また、消防設備の非常電源規定に関し、さらに細かい基準が新たに加えられ、改正規定中、消防庁長官が定める基準として、近くこれらの技術的基準が消防庁告示ということで示されることになろう。スプリンクラー設備関係については、スプリンクラーヘッドを設けなければならない部分が明文化され、およそ火災発生の危険度が少い箇所については、これを省略することができるとされている。ラック式倉庫については、さきの政令改正で、スプリンクラーの設置対象物として指定されたものであるが、これのスプリンクラーヘッドの取りつけについても、技術的に検討がなされ、第14条関係において、その基準が示されたものである。スプリンクラーヘッドの同時開口数も、旧規定による10ヶと30ヶの区分を、さらに20ヶとする対象物として、準危険物又は特殊可燃物を貯蔵し、取り扱うラック式倉庫と百貨店、マーケット関係の対象物が指定されている。連結散水設備については、散水ヘッドに関する規格基準が近く示されることになっている。

今後、さらに千日デパート等火災事例にかんがみ、関係法令の整備強化が行なわれることになり、一段ときびしく規制していくであろうことが予想されるものである。

(大阪市消防局 防災設備課 田中 隆夫)

消防法施行規則改正条項(抜粋)

第6条第1項中「0.5単位として算定した消火能力を示す数値」の下に「、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあってはスコップを有する160リットル以上のもの1塊を1単位として算定した消火能力を示す数値」を加え、同条第7項ただし書中「過酸化物B、第3類の危険物」を「アルカリ金属の過酸化物、第3類の危険物、アルキルアルミニウム類」に改め、「乾燥砂」の下に「、膨張ひる石又は膨張真珠岩」を加える。

第9条第3号中「「消火砂」と」の下に「、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあっては「消火ひる石」と」を加える。

第12条第2号中「表示灯は」の下に「、赤色とし」を加え、同条第3号の次に次の1号を加える。

3の2 水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置には、呼水装置を設けること。

第12条第4号イを次のように改める。

イ 非常電源専用受電設備は、次の(イ)から(イ)までに定めるところによること。

(イ) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所に設けること。

(ロ) 他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないこと。

(ハ) 開閉器には、屋内消火栓設備用である旨を表示すること。

第12条第4号ロ中「(イ)まで」を「(ホ)まで」に改め、(イ)の次に次のように加える。

(イ) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所に設けること。

(ロ) 自家発電設備及び蓄電池設備は、消防庁長官が定める基準に適合するものとすること。

第12条第4号ハを次のように改める。

ハ 配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次の(イ)から(イ)までに定めるところによること。

(イ) 600ボルト耐熱ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

(ロ) 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設する

ことにより、又はこれと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、M I ケーブル又は消防庁長官が定める基準に適合する電線を使用する場合は、この限りでない。

- (イ) 開閉器は、不燃性の材料で造られた耐熱効果のある箱又は場所に収納すること。

第12条に次の2号を加える。

- 5 操作回路又は第3号ロの灯火の回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 600ボルト耐熱ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

ロ 金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により設けること。ただし、消防庁長官が定める基準に適合する電線を使用する場合は、この限りでない。

- 6 配管は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 専用とすること。ただし、屋内消火栓の起動装置を操作することにより直ちに他の消火設備の用途に供する配管への送水を遮断することができる場合においては、加圧送水装置から当該他の用途に供する配管との分岐箇所までの配管については、この限りでない。

ロ 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、逆止弁及び止水弁を設けること。

ハ ポンプを用いる加圧送水装置の吸水管には、ろ過装置を設けるとともに、水源の水位がポンプより低い位置にあるものにあってはフート弁を、その他のものにあっては止水弁を設けること。

ニ 日本工業規格G3442、G3452若しくはG3454に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。

ホ 管継手は、次の表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとすること。

種類	日本工業規格
フランジ継手	ねじ込み式継手 B2211、B2212又はB2213
	溶接式継手 B2221、B2222又はB2223
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手 B2301
	溶接式鋼管用継手 B2304又はB2305

ヘ 主配管のうち、立上り管は、管の呼びで50ミリメ

ートル以上のものとすること。

第13条の見出し中「部分」を「部分等」に改め、同条中「第4号」を「第5号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令第12条第2項第1号の自治省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

- 1 階段室、浴室、便所その他これらに類する場所
- 2 通信機器室、電子計算機器室その他これらに類する室
- 3 エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室
- 4 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
- 5 エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分

第14条各号列記以外の部分中「スプリンクラー設備」の下に「（令第12条第1項第3号のラック式倉庫に設置するものを除く。）」を加え、同条第1号を次のように改める。

- 1 スプリンクラーヘッドは、令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物の舞台部に設けるものにあっては開放型のものとし、同項第2号から第6号までに掲げる防火対象物に設けるものにあっては閉鎖型のものとすること。

第14条第2号中「手動式開放弁」の下に「又は一齊開放弁の起動操作部」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- 2 の2 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放水区域の数は、いずれの階においても4以下とし、2以上の放水区域を設けるときは、火災を有効に消火できるように隣接する放水区域が相互に重複するようにしてこと。

第14条第4号を次のように改める。

- 4 自動警報装置は、次のイからハまでに定めるところによること。ただし、自動火災報知設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置を設けないことができる。

イ スプリンクラーヘッドの開放により警報を発するものとすること。

ロ 発信部は、各階又は放水区域ごとに設けるものとし、当該発信部には、消防庁長官が定める規格に適合する流水検知装置又は圧力検知装置を用いること。

ハ 受信部には、スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッドが開放した階又は放水区域が覚知できる表示装置を設けるとともに、これを守衛室等常時人がいる場所（中央管理室が設かれている場合には、当該中央管理室）に設けること。

第14条第6号中「からハまで」を「及びロ」に改め、イを削り、ロをイとし、同号ハ中「である旨」の下に「及びその送水圧力範囲」を加え、同号中ハをロとし、同条に次の3号を加える。

8 起動装置は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ 自動式の起動装置は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあっては、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとすること。

(ロ) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあっては、スプリンクラーヘッドの開放による流水検知装置又は起動用水開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動することができるものとすること。

ロ 手動式の起動装置は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) 直接操作又は遠隔操作により、それぞれ加圧送水装置及び手動式開放弁又は加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとすること。

(ロ) 2以上の放水区域を有するスプリンクラー設備にあっては、放水区域を選択することができる構造とすること。

9 操作回路の配線は、第12条第5号の規定に準じて設けること。

10 配管は、第12条第6号の規定に準じて設けること。

第14条に次の3項を加える。

(次月に続く)

会員の声

タンクローリーの取扱者乗務について

去年の法令改正によって10月からタンクローリー取扱者乗車義務が施行されました。

危険物運搬の安全を期すためいいことだと思いますがいろいろ問題点や不合理な点がありますので、紙上をかり改善方を要します。

① 丙種の取扱品名指定を検討せよ

引火点が-30°C前後のガソリンが取扱われて、高引火点のクレオソート油や、引火危険のない硫酸が取扱品名に入っていないのは不合理である。

もっとよく検討して誰もが納得のゆくように指定されたい。

② 丙種の試験回数を増加せよ

運送業界は他業界と異りとくに運転手は退職採用の人事異動が極端に多い職場です。

その上運賃面、経営面からみて予備運転手を常駐させておくことは不可能で、年中運転手の新規採用をやっています。

ところが採用条件に危険物取扱者免状の所有者としますと現行給与では応募が皆無に等しい状態です。

そうしますと採用後資格をとらさなければなりませんが、今のように年に1回か2回位しか試験がないとタンクローリーに乗車させることができません。まことに非現実的です。

自動車の免許試験までとは望みませんが、せめて1ヶ月に1回位資格をとるチャンスをあたえて下さい。その上取扱者不乗車のローリーはどしどし運行停止処分等規制を強化して下さい。

今の試験は余りにも現況社会状勢を無視した現実ばなれの制度と思います。

(大阪市、運送業 M生)

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

質疑応答欄

危険物製造所の電気設備について

〔質問〕 大阪市内の化学工場ですが、最近電気設備について、消防当局より非常にやかましいわれ、危険物施設には防爆タイプのモーター類や照明器具を使用するよう指示され、非常に高価なため弱っています。どういう基準で置すべきかその根拠を教えて下さい。尚次の点に関して具体的に御回答下さい。

- ① 危険物施設でも、送水ポンプとかエアコンプレッサー用のモーターは防爆タイプのものを必要とするか。
- ② 機器には、防爆型や全密閉型等いろいろあるようですが、素人で判別できるものでしょうか。

〔回答〕 危険物製造所等における電気設備については昭和40年に一部改正され、現在、危険物の規制に関する政令第9条第17号に、「電気設備は電気工作物規程に係る法令の規定によること」と定められ、これによって製造所等の電気設備は設置しなければならない。

そこで電気設備技術基準第208条によって設置すればよいが、適用範囲、種別等具体的に示されていないので一応日本工業規格によって設置されるのが望ましい。

大阪市消防局でも、これらの基準、規格を基に危険物製造所等に係る電気設備基準について、業界の意向も参考にし、その案を作成したが、その後、国の方で基準を定める意向があつたため、同基準は案として現在実施していないが、指導上の参考基準とされている。

いづれにしても、電気機器は危険物製造所等には不可欠の設備であり、しかも点火源となりやすい機器であるから、その設置及び管理に当っては、危険ガスの種類、発生条件等を検討の上、それ相当の器具類を選択し、工事し、管理すべきである。

日本工業規格によると、危険物品の分類、爆発混合気体の分類、電気機器の防爆構造の分類及び適応場所の推定等が定められている。

それによると防爆構造のものは、耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造、安全増防爆構造、特殊防爆構造に分類され、全密閉型、密閉型は防湿又は防水型の機器を意味して、防爆型には該当しない、いわば、安全度からみれば普通型と同タイプである。

- ① 危険物製造所等でも、その規模、構造、取扱危険物の種類及び蒸気発生状態等により、設置すべき電気機器の

種類は選定されるべきである。勿論危険物外物品用の機器に附属する電気機器でも、その設置する場所が危険区域であれば、当然防爆構造のものが要求される。

② 一般に全密閉型と称されるものであれば安全であろうと自己満足して、これを採用したり、普通型より一寸構造が複雑な機器を素人判断でこの位ならよかろうと選定して、失敗することが多いようですが、前述のように防水型や密閉型は、外観はよく似たものもありますが、機器上防爆構造になってしまふので注意すべきである。防爆構造の機器にはその種類ごとに

耐圧防爆構造	(d)
内圧防爆構造	(f)
油入防爆構造	(o)
安全増防構造	(c)
特殊安全増防構造	(s)

の記号が附されているので、これにより防爆構造の種類を判定されたい。なお機器の標示には、その他に適応ガスの爆発等級も合せて記載されている。例えば『b 1 G 4』は、アセトアルデヒドに対する耐圧防爆構造を、『f G 2』はアセチレンに対する内圧防爆構造を示すものである。

エタノール水溶液の引火点は

〔質問〕 エタノールは水と自由に混合し、その濃度がうすくなると火災危険も小さくなると思いますが、水溶液の火災危険性について教えて下さい。

〔回答〕 エチルアルコールの引火点は文献によると次のようです。

水溶液濃度(容量%)	引火点(°C)
96	16.7
95	17.2
80	20.0
70	21.1
60	22.2
50	23.9
40	26.1
30	29.4
20	36.1
10	48.9
5	62.2

なお消防法でいうアルコール類には60% (容量) 未満のものは該当しない。

25%が不良 タンクローリー一斉検査

大阪府では10月25日、府下5所で危険物運搬車の一せい検査を行った。

タンクローリー検査台数は340台、その内不良台数は25%の85台にのぼった。



アルキルアルミニウムの移送について

アルキルアルミニウム等の移送については、政令30号の2第5号により、移送経路その他を関係消防機関に送付するようになっているが、その危険性を考慮して、その手続を一部改正した。

① 移送計画書は、出発地の消防機関及び出発地の都道府県消防主管課に提出すること。

その場合都道府県での書類は、当該都道府県の分のほか当該都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関の数、経路にあたる都道府県の数及び関係都道府県管下の移送の経路にあたる消防機関の数を合算した数に相当する部数とする。

② 移送経路についての書類は都道府県より公安委員会に送付される。

大阪府連合会と大阪市協会で 毒劇物法令説明会

府連合会と市協会では共催で10月27日午後青少年会館で毒劇物取締法改正説明会を府より友森主査を講師に招へいして開催した。

大阪市で丙種の講習

大阪市協会では、ローリー取扱者乗車強化に伴い大阪府で丙種試験が行なわれないため、奈良県の受験に協力、11月12日(日)に希望者65名に準備講習を実施する。

高槻で消火実験

高槻市消防本部及び同市火災予防協会では10月13日午後、高槻市青少年広場で、初期消火、排煙演習、電気火災消火、救助救急演習、放水演習を行なった。

受験準備対策勉強会

同市協会では、同市消防本部の協力を得11月21日午後同市市民会館で、受験準備対策の復習会を実施する。

河内長野市協会で研修会

同市協会危険物取扱者部会では47年度秋季研修会を、10月17日和歌山市で会長以下会員48名出席のもと行なわれ、駿河屋本社、和歌山城を見学した。

吹田市協会で取扱者野球大会

吹田市協会では10月24日千里証券グランドで恒例の危険物取扱者チームによる地区別野球大会を開催、豊津地区チームが優勝した。なお準優勝は吹田地区チーム。

消防ポンプから家庭用消火器まで！

消防機器の総合メーカー

梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

